

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

竹田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 竹田市

(1) 現況

竹田市は、大分県の南西部に位置し、北西に久住連山、西に阿蘇外輪山、南は祖母山などの山々に囲まれた標高250mの盆地から標高900m程度の高原地帯を経て、標高1,700m級の山が連なる山岳地帯まで起伏に富んだ地形で、河川は祖母山を源流とする、大野川・緒方川・久住山群を源流とする稲葉川・芹川やその支流が本市を西から東に走り、大野川と大分川の源流地帯を形成している。水田の大部分がこの起伏に富んだ地形の中に点在、棚田を形成し、畑地については市西部の高原地帯を中心に分布している。このような農地の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源かん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、近年は担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地が増加傾向にあり、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

さらに環境面においては、地球温暖化の防止、生物多様性の保全を図るため、農業生産による環境負荷を低減することが必要となっている。また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応し、安全・安心な農産物の生産拡大や自然環境の保全に資する生産システムの構築を図ることが必要である。

(2) 目標

このため竹田市では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図るとともに、集落営農の推進、担い手の育成といった観点から、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて農業用排水施設や農業用道路等の施設を適切に保全する同項第1号及び自然環境に配慮した有機農業等に取り組む第3号に掲げる事業も推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	竹田市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号同項3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- 1 農業者団体等による取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、以下の点に留意することとする。

(1) 1号事業

大分県、市町村、農業者団体等から構成する大分県多面的機能支払推進協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。

(2) 2号事業

大分県と市町村が緊密に連携し、農業者団体等の広域的な連携を促進するなど、円滑に事業を実施するための推進体制を構築することとする。

① 対象地域及び対象農用地

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とする

ことができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」 (市内全域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、
当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(c) 市が対象とする緩傾斜農用地基準

勾配が田で 1 / 1 0 0 以上 1 / 2 0 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 1 5 度未満、勾配は団地の主傾斜により判断を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。

2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、事業期間の最終年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同

じ。)

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけられない既耕作放棄地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの)についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ事業期間の最終年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、事業期間の最終年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、事業期間の最終年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者(農作業受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

② 集落協定の共通事項

ア 竹田市における制度対象者は、集落協定締結者を基本とする。

イ 集落協定は、自治会単位等、一定規模以上での締結を基本とするが、最低限その協定を維持するために必要な担い手を確保できる規模で締結することは妨げない。

ウ 集落協定において、複数の協定集落が集落取組事項の活動実績整備会計処理・収支報告等の事務について、協議会等を設置し、統括して行う場合は、市にその設置を届け出ることを義務づける。市は届出の内容を審査し、適切な指導を行う。

注1 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha

a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

注2 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

③ 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは将来、認定農業者になる意欲のある者で、次の条件を満たす者である。

- 1) 認定農業者の基準に沿った営農計画書を締結期限までに提出した者。
- 2) 上記作成の営農計画を実施する者。
- 3) 毎年度その達成状況を報告する者。

④ その他必要な事項

1) 土地改良事業実施地区について

土地改良事業の実施を計画している地区、又は実施中の地区については、土地改良通年施行を含め、事業内容・事業規模を明記した計画書を市に提出すること。

2) 現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要について

現に災害を受けている農用地については、災害復旧事業の事業内容・事業規模を明記した計画書を市に提出する。

3) 地目の変更について

田から畑への変更が行われる場合は、事前に耕作者（所有者）名、地番・地目及び面積について市と協議する。

4) その他

その他、制度の運用について必要な事項については国の定める要綱・要領による。

(3) 3号事業

大分県と市町村、農業者団体等が緊密に連携し、円滑に事業を実施するための推進体制を構築することとする。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等、多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、

県と市町村は、事業活動の重複に留意しつつ、1号事業から3号事業が効果的に活用されるよう、農業者団体等関係者間での情報共有や的確な事業推進に向けた連携に努めるものとする。